

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)北薩風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年12月7日付けで株式会社ユーラスエナジーホールディングスより届出された「(仮称)北薩風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成31年2月7日
- (2) 鹿児島県知事意見 * 令和元年5月10日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第5回)
* 令和元年5月22日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・現地に分布しているクマタカのつがいについて行動圏が変わると予測される場合にはその影響を記載すること。	・行動圏の変化の可能性については既設風車の事例等も参考にし、専門家等の意見も踏まえ影響について記載内容を検討します。
・道路交通騒音については、予測式は ASJ RTN-Model 2018 で計算すること。	・準備書において対応します。
・濁水の排水方向が未定ならば、尾根の両側をカバーする調査地点の設定を検討すること。	・調査地点については、排水方向及び河川に濁水が流入する可能性も考慮して、検討します。
・渡り鳥のルート図を作図できるような調査を行うこと。	・渡り鳥調査の観察地点を増やし、より広く観察できる体制とすること、さらに対象事業実施区域及びその周辺に広く設定している猛禽類調査の観察地点で確認された渡り鳥のデータも含めた整理を行うことにより、渡り鳥のルートを作図します。
・生態系の評価を行う際には、注目種の生息環境の改変率だけを用いた既存事例の予測評価だけではなく、影響の有無の根拠について検討するとともに、典型性の注目種とし	・鳥類群集組成の変化の可能性については既設風車の事例等も参考にし、専門家等の意見も聞きながら影響についての記載内容を検討します。

て鳥類群集を選定しているが、おそらく鳥類群集の組成に影響はあるという結果になると考えられる。	
・渡り鳥調査の調査地点の追加について検討すること。	・渡り鳥調査の観察地点を増やし、より広く観察できる体制とします。
・渡り鳥の飛翔ルートについて、風車の設置位置と迂回ルートがどのような位置関係になるかというデータを示すこと。また、飛翔高度についてはL、M、Hといったゾーン区分ではなく具体的な数値を記録すること。	・準備書において対応します。また、飛翔高度については、具体的な数値を記録します。
・クマタカの狩り場の設定について、解析方法等を検討すること。	・準備書において対応します。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、鹿児島県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。